

議案第 156 号

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 25 年 11 月 29 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市営住宅条例の一部を改正する条例

川崎市営住宅条例（昭和 37 年川崎市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項第 5 号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、「規定する被害者」の次に「又は配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者」を加え、同号ア中「第 3 条第 3 項第 3 号」及び「第 5 条」の次に「（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において準用する場合を含む。）」を加え、同号イ中「第 10 条第 1 項」の次に「（配偶者暴力防止等法第 28 条の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）」を加える。

第 17 条の次に次の 1 条を加える。

（使用料に係る督促及び延滞金）

第 17 条の 2 市営住宅の使用料を納期限までに納付しない者に対する督促及び延滞金の徴収については、川崎市債権管理条例（平成 25 年川崎市条例第 42 号）の例による。

2 市長は、前項に規定する者が納期限までに市営住宅の使用料を納付しなかったことについて特別の事情があると認めるときその他特に必要があると認めるときは、同項に規定する延滞金を減免することができる。

第24条第1項ただし書中「使用料」の次に「若しくはこれに係る延滞金」を加える。

第33条の7第5項中「前3項」を「第2項から前項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「使用料」の次に「若しくはこれに係る延滞金」を、「又は」の次に「駐車場の使用料の」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 駐車場の使用料を納期限までに納付しない者に対する督促及び延滞金の徴収については、川崎市債権管理条例の例による。

#### 附 則

##### (施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第8条第2項第5号の改正規定は、同年1月3日から施行する。

##### (経過措置)

2 改正後の条例第17条の2及び第33条の7の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る市営住宅及び駐車場の使用料から適用し、同日前の使用に係る市営住宅及び駐車場の使用料については、なお従前の例による。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い同居親族がない場合においても市営住宅の使用申込みをすることができる者の範囲を拡大すること等のため、並びに市営住宅及び駐車場の使用料に係る延滞金等について定めるため、この条例を制定するものである。